

原議保存期間30年
(平成44年12月31日まで)

各管区警察局広域調整部長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁規発第62号
平成14年5月29日
警察庁交通局交通規制課長

都道府県公安委員会が行うべき交通情報提供の対象範囲及び交通情報提供事業者に対する交通情報の提供について

近年、情報通信技術の飛躍的發展を背景に、交通情報提供のために用いられる媒体の多様化、情報内容の高度化、これらによる民間事業の活発化等の傾向が顕著となっている。

そこで、警察庁においては、当該事業を交通の安全と円滑に資するものとして発展・高度化させるため、この度、警察保有に係る道路交通に関するデータの利用制限の緩和、道路交通法（以下「法」という。）の改正による交通情報の提供に関する指針の策定、特定交通情報提供事業に係る国家公安委員会への届出制の導入等の措置を講じたところである。

こうしたことを踏まえ、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行うべき交通情報提供の対象範囲及び交通情報提供事業者に対する交通情報の提供の在り方について、今後、下記のとおり取り扱うこととするので、事務処理上遺漏なきを期されたい。

なお、「都道府県公安委員会が行うべき交通情報提供の範囲及び交通情報提供事業者に対する交通情報の提供について」（平成11年4月30日付け警察庁丁規発第32号）は、廃止する。

記

1 公安委員会が保有する交通情報の性格

公安委員会は、法第109条の2第1項の規定により、車両の運転者に交通情報を提供しよう努めなければならないこととされており、かかる責務を果たすため、国民の負担により整備された交通安全施設を用いて交通情報を収集しているものであるから、公安委員会の保有する交通情報は、原則として、広くあまねく国民に提供されるべきものである。

2 公安委員会が行う交通情報提供及び委託事務との関係等

上記1の責務を果たすため、公安委員会は、同法施行規則第38条の7第

1項の規定により、ラジオ、テレビジョン、新聞紙等（同項第1号）、電話による照会に対する応答（同項第2号）及び交通情報板、路側通信設備、光ビーコンその他の交通情報提供施設（同項第3号）によって交通情報を提供することとされているが、このうち交通情報提供施設によるものについては、その形態から、専ら公安委員会が自ら行うべきものであるのに対し、これ以外の媒体によるものについては、行政事務の効率化等の観点から法第109条の2第2項の規定により財団法人日本道路交通情報センター（以下「情報センター」という。）に關係事務の一部を委託している趣旨に反しないよう留意する必要がある。

また、インターネットのホームページ等による情報提供のような同センターが自主事業として行っているものについても、同センターにおいて全国の公安委員会及び道路管理者の情報を統合して一元的に提供することが国民の利便性向上にも資すること等にかんがみ、公安委員会において重ねて実施しないようにすることが望ましい。

なお、ラジオ、テレビジョン又は新聞紙による放送・報道を行う事業者から機器接続による情報提供を求められた場合には、他の交通情報提供事業者との公平性を確保するため、特別な取扱いをすることなく、下記4（2）に規定する方法により対応するものとする。

3 情報センターが行う交通情報提供

情報センターが行う交通情報提供のうち、公安委員会が委託するものについては、上記1の趣旨に照らし、広く国民一般を対象とする内容の情報が、誰でも利用することのできる方法により提供されるようにする必要がある。

また、同センターが自主事業としてインターネットのホームページ等による情報提供を行うことは、委託事務に支障を来たさない限りにおいて認めることとするが、同センターが公益法人であることを踏まえ、自主事業についても、その対象範囲、提供方法等をできる限り公益性の高いものとするのが望ましい。

4 交通情報提供事業者への交通情報の提供

（1）機器接続等による直接提供の制限

公安委員会が保有する交通情報を、交通情報提供事業者その他の特定の者に限定し、直接、一般に行っている提供の方法と異なる機器接続等の特別な方法により提供することは、他の公安委員会、情報センター及び道路管理者に対するものを除き、予算執行上の適正さ及び公安委員会の公正さに疑念を抱かせるおそれがあるため適切ではないことから、一般の国民に

対して行っている範囲又は通常の広報の便宜供与と認められる範囲を超えた直接の情報提供は行わないものとする。

(2) 情報センターを経由した情報提供への一元化

他方、交通情報提供事業者による交通情報の提供が正確かつ適切に行われた場合には、交通の安全と円滑に資するものと考えられるため、公安委員会としても、事業者への情報提供を積極的に行っていく必要がある。

そこで、機器接続等により事業者に対し自動的・恒常的に情報提供する場合の方法については、情報センターを経由することを原則とし、その旨を交通情報の提供に関する指針第2章1(1)に明記したところである。この趣旨は、上記(1)に示した事情のほか、同センターが事務の受託に伴い全国の公安委員会及び道路管理者から機器接続により送信された交通情報を保有しており、当該情報を同センターの自主事業として機器接続等により事業者幅広く提供することとすれば、公安委員会等の機器整備等に係る負担を最小限のものとしつつ、広域にわたる交通情報を効率的に提供することができるからである。

このように、公安委員会が事務委託のため情報センターに提供した交通情報は、事業者による編集・加工を経た上で広く国民に提供されることとなるため、その正確性の向上等に一層の配慮をする必要がある。

なお、上記の原則は、道路管理者にあっても同様とされている。

5 その他

(1) 他の行政機関に対する交通情報提供

公安委員会が他の行政機関から交通情報の提供を求められた場合における対応方針については、所要の読替えを行った上で、「都道府県公安委員会から他の行政機関に対する交通情報の提供について」(平成11年4月30日付け当課理事官発事務連絡)のとおり取り扱うこととする。

(2) 画像情報の取扱い

公安委員会が交通安全施設により収集した画像情報を交通情報提供事業者提供しようとする場合には、上記4(2)の方法によるものとするが、具体的な方法については情報センター及び国土交通省道路局と協議中であるため、決定次第通知することとする。